

日本看護技術学会技術研究成果検討委員会規程

第1条 (名称)

本会は、日本看護技術学会技術研究成果検討委員会（検討委員会と略す）とする。

第2条 (目的)

本会は、定款第3条4項による理事会が必要と認めた事業に関わる企画運営の為に定款第49条に基づいて置き、看護技術に関する現段階までの研究成果を整理し、評価・検討する。

第3条 (委員の構成・任期)

理事会は、日本看護技術学会理事の中より若干名の委員を選出する。

任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

2 委員長は理事のうちから理事長が委嘱する。委員長は本会を統括する。

3 委員長は評議員・会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

第4条 (活動)

本会は看護技術の成果を蓄積・普及するために以下のような諸活動を行う。

- 1 研究成果の蓄積と公表
- 2 成果の普及の促進
- 3 診療報酬化の一層の推進
- 4 その他

附 則

1 この規程は、平成21年9月27日より施行する。

2 この規程は、平成24年9月15日一部改正し実施する。

3 この規程は、平成25年9月14日一部改正し実施する。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの本会の所在地は、副委員長の所属する下記住所に置く。

副委員長 職場住所 東京都渋谷区広尾4-1-3

大学名 日本赤十字看護大学

氏名 吉田 みつ子

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所属する下記住所に置く。

委員長 職場住所 東京都中央区明石町10-1

大学名 聖路加国際大学

氏名 大久保 暢子

- 6 この規程は、2019年1月28日一部改正し、実施する。
- 7 2020年4月1日より本会の所在地は学会事務局に置く。